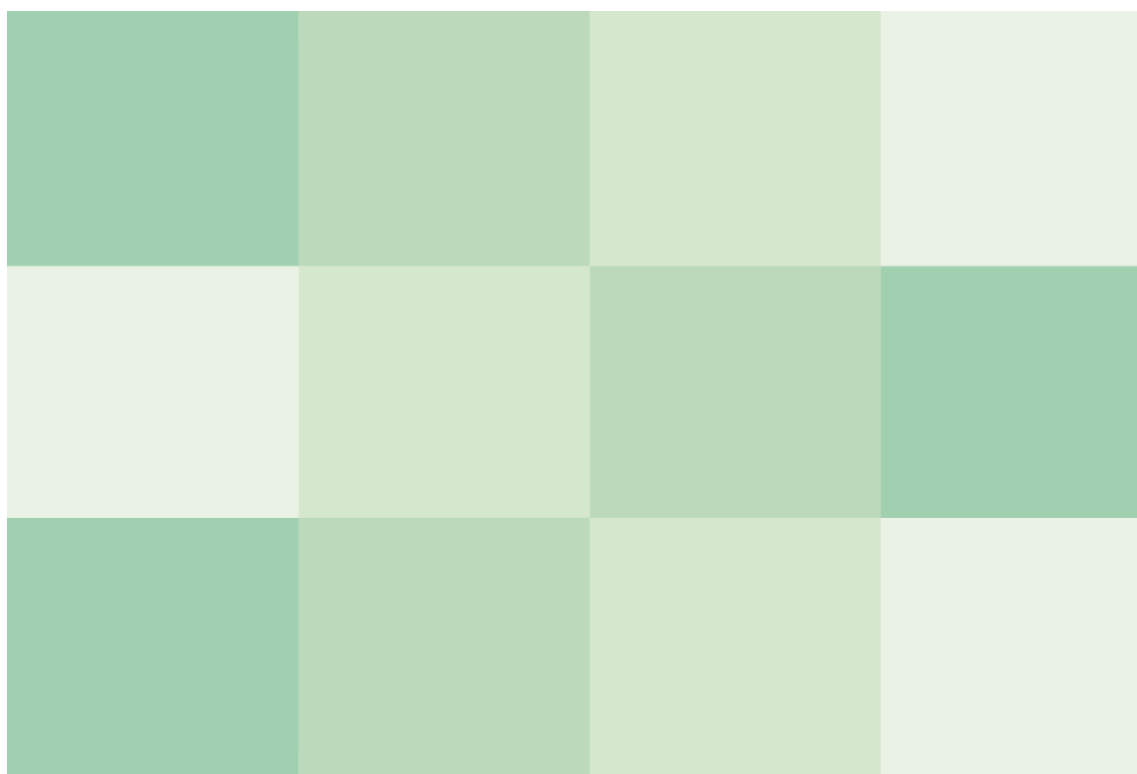


STOP ! HARASSMENT

ハラスメントのない大学のために…



人間総合科学大学

ハラスメント対策リーフレット

本学でハラスメントを受けたら…

本学は、学内におけるハラスメントの防止に努めており、もし、そのような事態が発生した場合には、迅速かつ適正な措置をとることに最善の努力をいたします。

本学の学生、教職員はだれでも相談することができます。困ったことがあれば、まずは相談してみてください。

■ ハラスメントとは

ハラスメントとは、性別、社会的身分、人種、国籍、信条、年齢、職業、身体的特徴等の属性あるいは広く人格に関わる事項等に関する言動によって、相手方に不利益や不快感を与え、あるいはその尊厳を損なうことをいいます。本学におけるハラスメントとしては、次のような例が挙げられます。

セクシャル・ハラスメント

職場や教育現場といった場において、地位の優位性や何らかの関係の継続性を利用して行われる、相手の意に反した性的な言動、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的な噂の流布などによって、相手方に不利益や不快感を与え、教育研究環境や業務環境を悪化させること。

アカデミック・ハラスメント

教職員等の権威的または優越的地位にある者が、その立場や権限を利用した嫌がらせによって、教育を受ける者や研究を行う者の意欲ならびに環境を著しく阻害する結果をもたらす、不適切な言動、指導または待遇のこと。

パワー・ハラスメント

職務上優越的地位にある者が、その地位や権限を利用し、または逸脱して、その部下や同僚の就労意欲及び就労環境を著しく阻害する結果をもたらす、不適切な言動、指導または待遇のこと。

- 必 本学は、ハラスメント防止対策ガイドラインにより、ハラスメントに関する苦情・相談窓口の設置、苦情処理手続等を定めています。
- 必 ハラスメントの苦情に対しては、学内での適切な調査と慎重な手続を経たうえで、公正な判断を下し、厳正な処分を含む対応をします。
- 必 苦情申し立てに対する不利益な扱いを禁止し、関係者のプライバシー保護、報復行動の阻止、教職員間での研修や教育を通じた予防・啓発の促進に努めています。

■ ハラスメントに関する相談窓口

本学は、被害の相談・救済と問題解決のために相談窓口を常に設置し適切に対応しています。相談や苦情は、本学ハラスメント対策委員会に設置されている相談窓口で受け付けます。その際には、担当者との①面談、②電話、③手紙の郵送、のいずれかの方法をとることができます。

相談窓口開設日： 水曜日 10:00-16:00(祝日および本学行事日は除く)

面談: 本館 1 階事務局窓口※にて、「ハラスメント相談窓口」を指名する

※この段階までは、ご希望により匿名可。相談窓口ではお名前をお訊きします。

「ハラスメント相談・苦情受付票」に予め必要事項を記入し、当日ご持参下さい。

電話: 048-749-6111(大学代表)※ 「ハラスメント相談窓口」を指名する

※この段階までは、ご希望により匿名可。相談窓口ではお名前をお訊きします。

「ハラスメント相談・苦情受付票」に予め必要事項を記入し、お手元にご用意下さい。受付票は、後日改めてお送りいただきます。

手紙でのご相談: 以下の宛先に「ハラスメント相談・苦情受付票」を書留で郵送する(メール不可)
〒339-8539 埼玉県さいたま市岩槻区馬込 1288
人間総合科学大学 ハラスメント相談窓口 宛 (封筒に「親展」と朱書)

いずれのご相談方法においても、「ハラスメント相談・苦情受付票」のご提出・受理を以て、正式の申立となります。受付票は、本学の事務局または下記ホームページから入手できます。

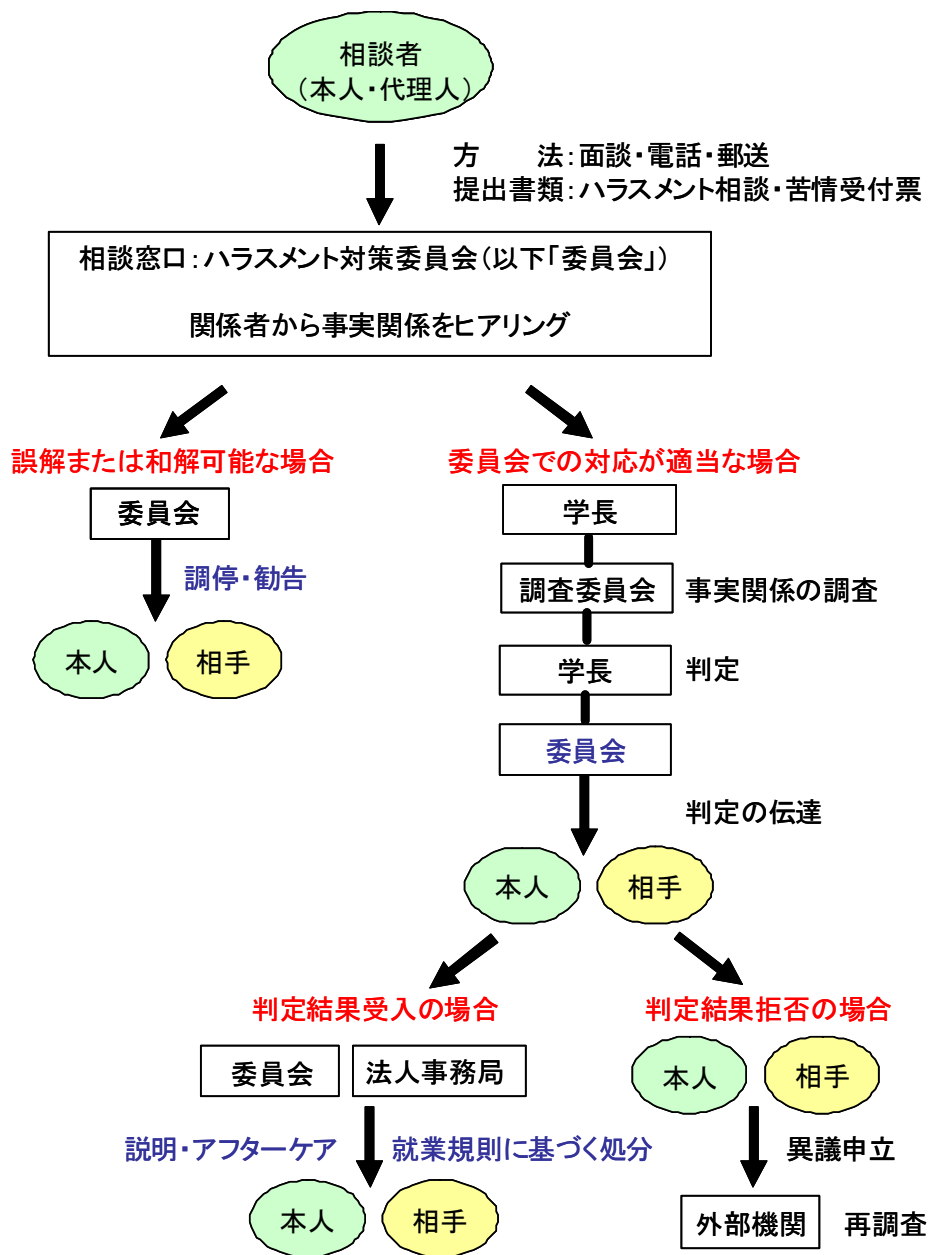
本学ホームページ(<http://www.human.ac.jp/>)のなかにある「本学について」から、「本学の取り組み」⇒「ハラスメントのないキャンパスへ」と進み、ページの一番下にある「ハラスメント相談・苦情受付票」をダウンロードしてください(PDF 版と Word 版のどちらをお使いいただいてもけっこうです)。

■ 秘密厳守と不利益扱いの禁止

ハラスメントの相談や被害の申し立てに関する一切の秘密を厳守し、かつ相手方から脅迫や威圧等を受けたり、報復やその他の不利益を被ったりしないよう、次のように配慮します。

- ① 本学は、相談者が不利益を被らないよう、相談受付け、ハラスメント対策委員会、調査委員会をはじめとする全学で、相談者の秘密を厳守する。なお、本人の同意や承認が無い限り、職務上知り得た相談に関する内容などについては秘密を厳守し、漏洩することのないようにする。
- ② 本学は、相談者が最善の救済を得られるよう、可能な限りの処置を講じる。
- ③ 本学は、相談者が次のような不利益を受けることのないよう、十分に配慮する。
 - ・ 相談者がハラスメントの相談をしたことなどを理由に不利益な扱いを受けること。
 - ・ ハラスメントの相談や申し立てを行ったことについて、相手側から報復を受けること。
 - ・ 相談者が相手方以外から何らかの差別的・不利益的な扱いや、嫌がらせなどを受けること。
- ④ 本学は、相談中や申し立て中はもちろん、手続後においても、実行者とされた者もしくは実行者に対し、不合理な人権の侵害が行われることのないよう配慮する。
- ⑤ ハラスメントに関する判定は、原則公開する。その際、被害の内容と処分・措置については公開するが、個人が特定されるような情報は伏せるなど、当事者のプライバシーは最大限保護する。

■ 申し立て後の流れ



なお、ハラスメント防止対策の詳細については、本学の『ハラスメント防止対策ガイドライン』をご参照下さい。

ガイドラインは、本学ホームページ(<http://www.human.ac.jp/>)のなかにある、「ハラスメントのないキャンパスへ」からも見るすることができます。

